

# 令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金 支給対象と支給手続きについて

基準日（令和5年6月1日）において

清水町に住民登録があり、次の（1）もしくは（2）に該当する世帯

清水町独自施策

（1）世帯全員が  
「令和5年度住民税均等割が非課税である世帯」

【全国统一基準】

（2）「令和5年度住民税均等割のみ課税者からなる世帯」又は「令和5年度住民税均等割のみ課税者と非課税者のみで構成されている世帯」

世帯全員が令和5年1月1日時点で清水町に住民登録をしている世帯

世帯全員又は一部が令和5年1月2日以降に清水町に転入し、住民登録をした世帯

世帯全員が令和5年1月1日時点で清水町に住民登録をしている世帯

令和4年度「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（50,000円給付）」を

受給した

受給していない

（A）**手続不要**

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の振込口座に振り込みます。  
（7月上旬に支給決定通知書兼決定書を送付、原則返送不要※1）

（B）**手続き必要**

8月上旬に町から「支給要件確認書」が届きます。口座等必要事項を記入し、**必要書類**とともに返送してください。

（C）**申請が必要**

8月中に該当と思われる世帯に町から「ご案内(申請書)」を送付します。**該当の場合は、前市町の納税証明書を添付の上、申請してください。※2**

（B）**手続き必要**

8月上旬に町から「支給要件確認書」が届きます。口座等必要事項を記入し、**必要書類**とともに返送してください。

※1 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の受取口座を解約した場合や世帯主に変更があった場合は、手続が必要ですが、

※2 前市町の課税情報が照会でき、要件が確認できた場合は、（B）手続き必要（8月中に「支給要件確認書」が届く世帯）になる世帯があります。